

議案第94号

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「その子」の次に「(民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「その子」の次に「(民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第8条の2第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条中「職員が」の次に「要介護者（）」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の1

部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。